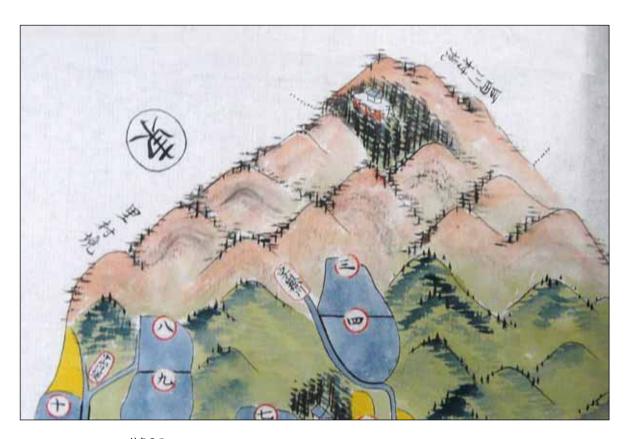
# 展示「禿げ山から緑の山へ」 平成 22 年 3 月 17 日 ~ 5 月 7 日

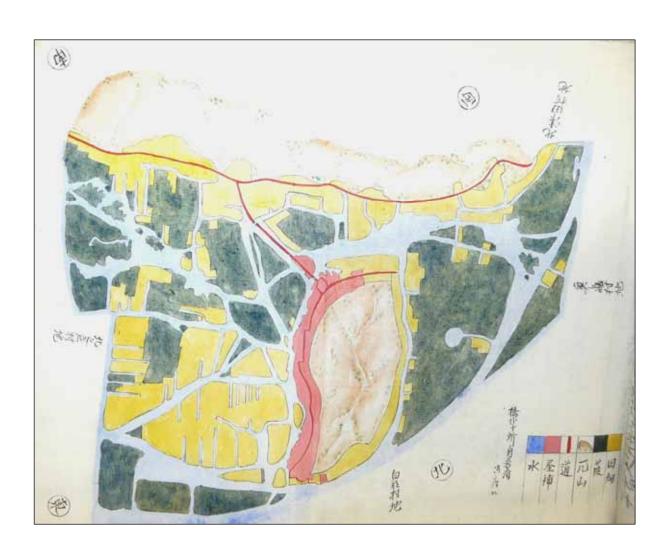


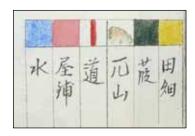
せきのつ 「栗太郡関津村絵図」

明治7年(1874年)頃

山の上部のオレンジ色部分は「兀山」(禿げ山)。下部の緑色部分は「木山」。 明治初期には、規模の大小はあれ、このような禿げ山が県内各地で見られた ようである。山林の荒廃は、降雨ごとの土砂流出や天井川形成の原因となり、 それが洪水・旱魃の頻発にもつながった。

このような景観となる原因としては、県南西部のように脆弱な土質(花崗岩など)であることも挙げられる。しかし、濫伐や、薪・草肥用の樹木・草柴採取のため住民が木山を人工的に草山化してきたことも大きく作用したといわれる。





【上図の凡例】

### <sub>まるやま</sub> 「蒲生郡円 山村絵図」

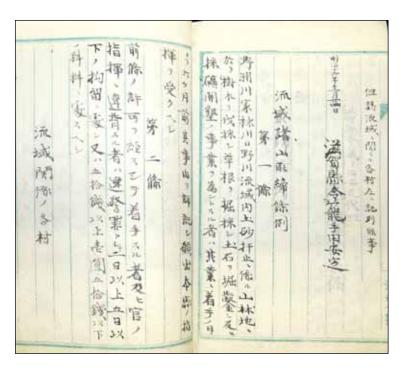
明治7年(1874年)頃 湖岸の村にも葭地に混じって兀山(禿げ山) は存在したようである。集落のすぐ後ろにも 禿げ山が迫っている様子が見える。



# 「森林保護につき通達」

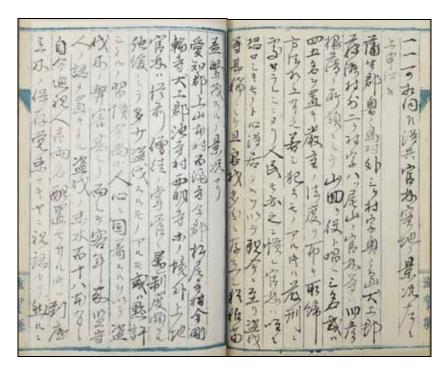
明治 13年(1880年)

県令代理より各郡役所宛て。当時の民間人が針葉樹や一部闊葉樹(広葉樹のこと)のみを貴重とし、薪とするためには木の種類を問わず稚樹までも伐採する状況を「森林保護ノ旨趣」に悖るとして戒めている。「方今工業多端ノ時二際シ需用急」なるため良材を育成すべしと、時代の風潮を反映した指針をも示している。



### 「流域諸山取締条例」

明治 16年(1883年) 野洲川・家棟川・日野川流域内の土砂打止に関わる山林地での、無許可の樹木伐採・草根掘採などを禁じている。関係村は岩根村外甲賀郡3か村(野洲川流域)大篠原村外野洲郡5か村(家棟川流域)鏡村外蒲生郡6か村(日野川流域)に及ぶ。罰則を定めた第2条は翌年廃止。

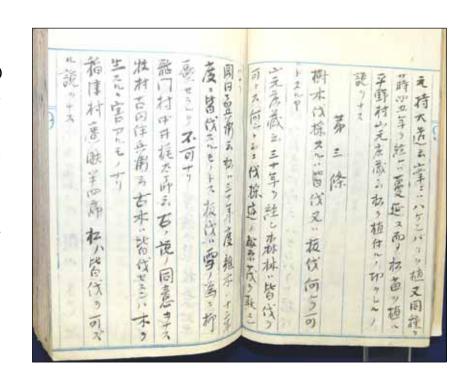


### 「官林実地検査の復命書」

明治 15 年 (1882 年) 勧業課山林部提出。山林の厳重 な管理をしていた旧彦根藩領では、現地の人々がいまだにはるでいたの立ち入りを恐れているため、盗伐も稀で樹木や在前のの盗伐も移であると記して大寺院の領地であった官林では、多少の盗伐が絶えないとはいう旧慣が残ってして対った。 ことがうかがえる。

### 「連合山林会集談筆記」

明治 16年 (1883年) 明治 16年 12月 13日午 後 1時、山林保護・栽培上 の問題を議論するため、栗 太郡 25 か村から会員 31 人がつどって開かれた会 合の記録。「樹木伐採スル 可トスルヤ」などの議題に ついて各人が意見を述べ ている。



# 「東浅井郡上山田村外三ケ村共有山 林保護規約」

明治 21年(1888年) 明治 19年(1886年)に県の定め た民林取締規約に基づき、各地で組 合が結成され、山林保護規約が作成 された。この組合では、共有山林を 土砂扞止林・用材薪炭林・草苅場な ど用途別に区分し、土砂扞止林での 一切の作業禁止や共有山林で作業を する際の鑑札の必携など、35か条を 定めている。

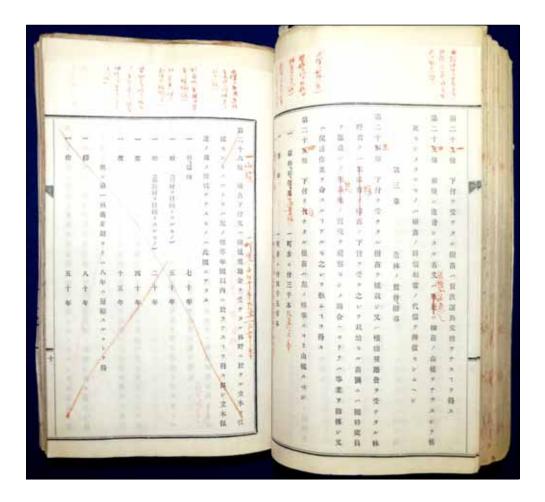




「高島郡高島村外 4 ケ村共有山林規約ノ絵図」 明治 21 年 (1888 年) 明治 19 年 (1886 年)の民林取締規約に基づき結成された、高島郡 5 か村の組合が作成した山林保護規約の添付絵図。山林を雑木・草山・用材・土砂打止・水源涵養など用途別に区別している。土砂打止林が大きく広がっていることが注目される。



【上図の凡例】



#### 「林業奨励規則案」

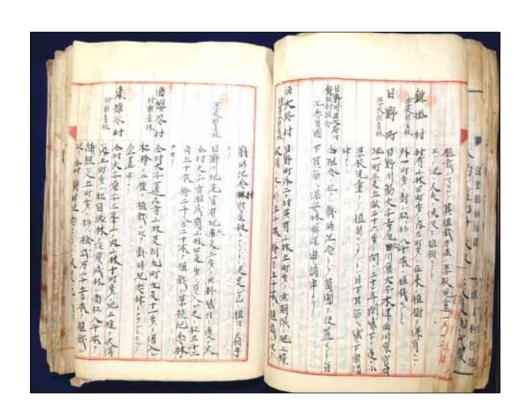
明治 35年(1902年)

明治 35 年 5 月制定の「林業奨励規則」は、管内 4 区にそれぞれ樹苗圃を設置して無立木林・禿赭林(禿げ山)などの植林に樹苗を無償交付し、植林促進のため奨励金を下付することとしたもの。この規則制定については、事前に各郡長から意見を募って当初案に反映させている。案の第 26 条にあった、木の種類ごとの伐採標準年限は、複数の郡長の意見により削除された。

### 【写真省略】

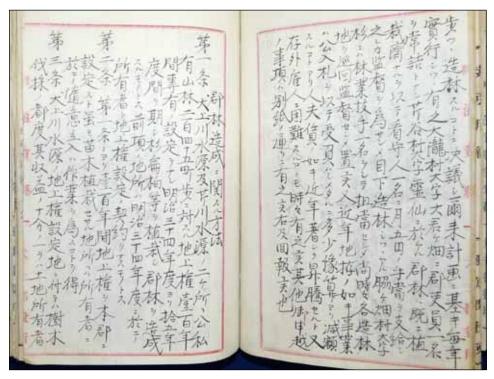
「樹苗供給の予定数」「樹苗供給の実績(樹種別)」 明治 45 年(1912 年)

「滋賀県林業二属スル施設之大要」所収。滋賀県では、樹苗を業者などから購入するのが負担となって、それまで大規模な植林事業が進まなかったと考えられていた。そこで明治 35 年度から 15 か年継続事業として樹苗無償交付が計画された。供給予定で最も多い樹種は 山 榿 (ここではヒメヤシャブシのこと、別名ハゲシバリ) 明治 44 年段階の供給実績で多いのは杉・山榿となっている。



# 「蒲生郡戦時紀念事業経営之(造林)実況」 明治 38 年(1905 年)

明治後半から昭和初期にかけては、日露戦争(明治37・38年)大正天皇の即位大典(大正4年)紀元2600年(昭和15年)など、国家的な記念行事に合わせた植樹・造林事業が全国で推進された。蒲生郡各町村では学校財産林・村財産林などとしての植林が実施・計画されている。



# 「(犬上郡)郡林造成二関スル方法」

大正元年(1912年)

明治 30 年代から大正初期にかけては、各地で郡林が造成された。犬上郡林は明治 33 年(1900年)、犬上川と芹川の水源に各 5 町歩の植栽で開始され、翌年からは 15 か年継続で各 245 町歩の造林が計画された。犬上郡では公私有林の地上権を 100 年間占有と設定し、郡林からの伐採収益の 1 割を土地所有者、9 割を郡のもの とすると定めている。



### 「山榿植栽上ノ効果」

明治 37年(1904年)

山に変えるのに最も効果的と考えられたのは「山 榿」(ここではヒメヤシャブシのこと、別名ハゲシバリ)であった。山榿は乾燥地に強く、生育も早く株根が拡張するので、土砂扞止に効果が大きいとされた。さらに山榿の樹間に松を植えれば松の生長も促進するといわれた。山榿は滋賀県、特に甲賀郡岩根村の特産として知られていた。

「造林事業調査復命書」のうち。禿げ山を緑の